

湯沢町 児童通所支援について(利用の流れ)

児童通所支援は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。主なサービス内容は、未就学児を対象とした「**児童発達支援**」、原則6～18歳までの児童を対象とした「**放課後等デイサービス**」などがあります。

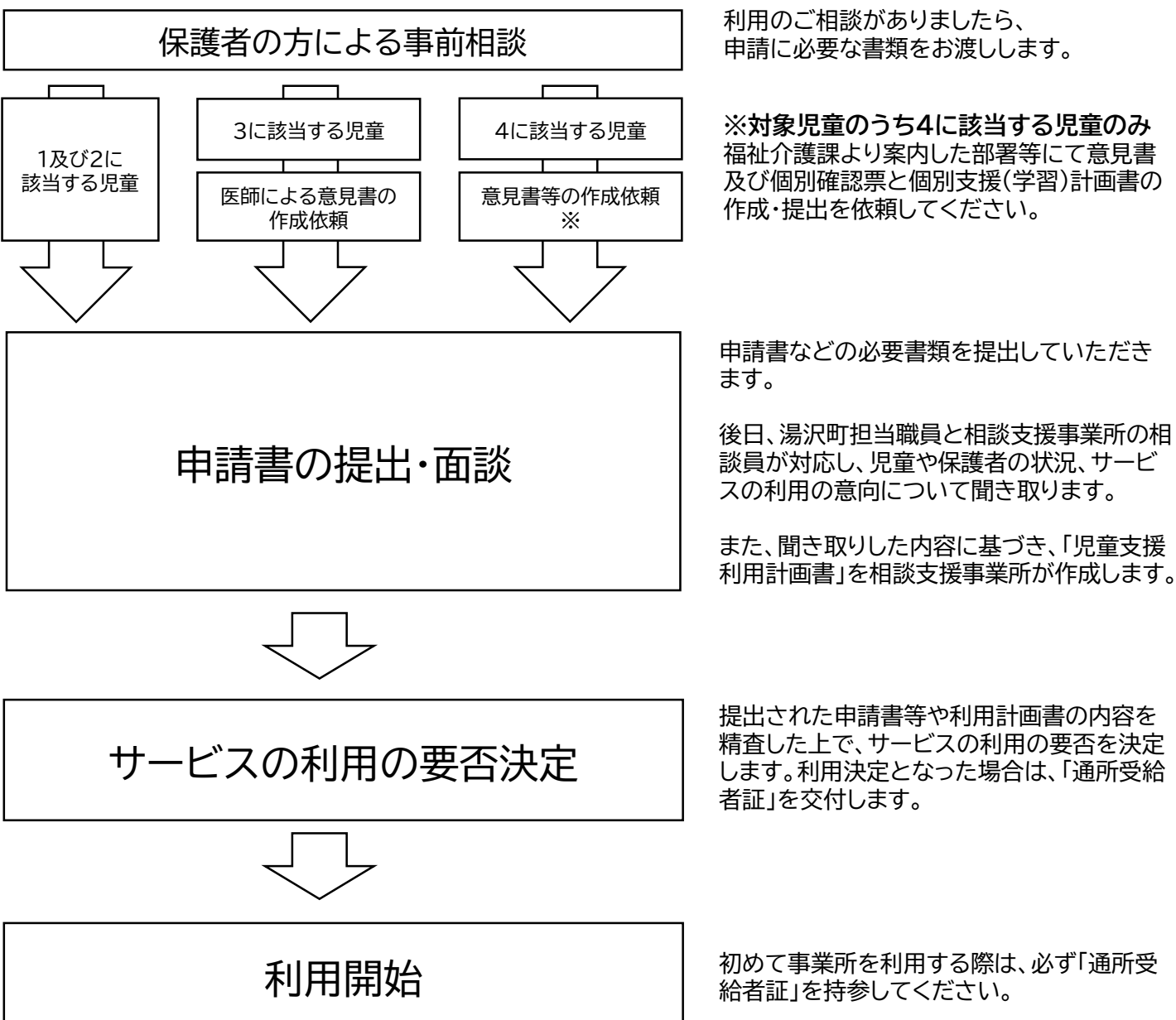
○ 利用対象者

以下のいずれかに当てはまる児童が対象者となります。

- 1.身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている児童
- 2.特別児童扶養手当の交付対象児童
- 3.医師からの意見書により、支援が必要と判断された児童
- 4.加配保育士が配置されている児童または特別支援学級に在籍している児童で、児童通所支援によるサービスが必要であると意見を受けた児童

○ 手続きの流れ

申請から決定まで約1ヶ月ほどかかります。



<提出書類>

- ☐ 児童通所給付費申請書 兼 利用者負担額減額・免除等申請書(様式第1号)
- ☐ 計画相談支援給付費・児童相談支援給付費支給申請書(様式第17号)
- ☐ 計画相談支援・児童相談支援依頼(変更)届出書(様式第18号)
- ☐ 世帯状況・収入・資産等申告書
- ☐ 同意書

<添付書類>

対象要件によって、以下の添付書類を提出すること。

1に該当する児童

- ☐ 障害者手帳(身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳)の写し

2に該当する児童

- ☐ 特別児童扶養手当証書の写し

3に該当する児童

- ☐ 湯沢町 児童通所支援利用にかかる医師意見書

4に該当する児童

- ☐ 対象児童にかかる個別確認票・意見書
- ☐ 個別支援計画または個別学習計画
(個別支援計画または個別学習計画は湯沢認定こども園・湯沢学園にて複写を依頼の上ご用意ください)